関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の項及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の項中「平成四十九年十二月三十一日」を「令和十九年十二月三十一日」に改め、同表国税通則法の項中「第七十条第四項第三号」を「第七十条第五項第三号」に改め、同表内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の項を次のように改める。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）	第六条第一項	所得税（所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税（国外財産に係る所得税等	
		国外財産に係る所得税等	
	第六条第二項第一号	所得税	所得税及び復興特別所得税
	第六条第三項	国外財産に係る所得税	国外財産に係る所得税等
	第六条第四項第一号	所得税	所得税及び復興特別所得税
	第六条第六項及び第七項	国外財産に係る所得税	国外財産に係る所得税等
	第六条の三第一項	所得税（財産債務に係る所得税	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税（財産債務に係る所得税等
		財産債務に係る所得税等	
	第六条の三第二項	財産債務に係る所得税	財産債務に係る所得税等

第六十三条第四項中「第七十条第五項」を「第七十条第六項」に、「第一項又は前項」を「又は前二項」に、「第一項若しくは前項」を「若しくは前二項」に、「前二項」を「第一項又は第三項」に、「前二項又は」を「若しくは第三項又は」に、「が前条」を「日が前条」に、「、前条」を「同条」に、「、前条及び同項」を「前条及び同項」と、同項第四号ロ中「前条」とあるのは「前条又は特別措置法第六十三条第三項」に改め、同条第八項中「及び第四項」を「及び第五項」に、「前二項の」を「この」に、「前二項及び」を「及び」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「第一項又は前項」を「又は前二項」に、「第一項、前項」を「若しくは前二項」に、「が前条」を「日が前条」に、「、前条」を「同条」に、「、前条及び同項」を「前条及び同項」と、同項第四号ロ中「前条」とあるのは「前条及び特別措置法第六十三条第八項」に改め、同条第十項中「同項中「」を「同項中「(」に、「あるのは「(」に、「とする」を「と、「、第七十条第三項」とあるのは「、特別措置法第六十三条第八項の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする」に改める。

第百四十三条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項の表租税特別措置法の項中「第六十六条の七第五項第一号、第六十六条の九の三第四項第一号及び第六十八条の九十一第四項第一号」を「第六十六条の七第四項第一号及び第六十六条の九の三第三項第一号」に改め、同表法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の項中

第八十一条の八の二第一項	所得税の額
第八十一条の十五の二第一項	所得税の額

を

第百四十二条の六の二	所得税の額

に改め、同表地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の項中

第十二条の二	所得税の額及び復興特別所得税の額

を

第十二条の二第二項	所得税の額及び復興特別所得税の額

に、「第十二条の二第五項」を「第十二条の二第四項」に改め、同条第二項中「又は各連結事業年度（第四十条第十二号に規定する連結事業年度をいい、課税事業年度又は第四十九条第三項の規定の適用がある同項に規定する連結事業年度を除く。以下この項において同じ。）」を削り、「又は各連結事業年度における」を「における」に改め、「又は第八十一条の十四第一項」を削る。

（租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律の一部改正）

第百四十四条　租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第二項中「（平成二十五年法律第五号）第八条」を「（令和二年法律第八号）第十五条」に、「特例基準割合」を「利子税特例基準割合」に改める。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第百四十五条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条第二項、第四項、第六項及び第八項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法	法人税法	つき同法
		つき法人税法

を

特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法	法人税法	つき同法
		つき法人税法

に改め、同表地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の項中

第十二条の二	所得税の額及び復興特別所得税の額

を

第十二条の二第二項	所得税の額及び復興特別所得税の額